

生涯学習活動グループ支援事業 募集要項

1 目的

県内で行われる民間の生涯学習活動に係る諸事業に助成することにより、生涯学習活動グループの自主運営とネットワークづくりへの支援を行い、生涯学習活動の活性化を図ります。

2 助成の対象

県内における民間の生涯学習活動グループ

3 活動の内容

別表に掲げる生涯学習活動グループの成人を対象とした諸活動で、実践的、継続的で生涯学習の促進につながる活動とします。

4 助成の条件

次の事業等は助成の対象としません。

- (1) 営利を目的とする事業
- (2) 宗教的、政治的又は商業的宣伝の意図のある事業
- (3) 国又は県（外郭団体を含む）から助成等を受けている事業
- (4) 財団からの助成が3年を超える事業（旧教育財団の事業を含む）
- (5) 国や上部団体の支部としての組織的な事業
- (6) 他の機関や市町、公民館活動の一環となる事業
- (7) 一回限り又は興行的な色彩の濃いイベント
- (8) 自己資金を持たないグループ
- (9) 大規模な組織、予算を持ち、すでに自主運営をしているグループ
- (10) 生涯学習活動と趣旨が異なる事業

5 助成額

対象経費の2分の1以内とし、1件あたり下限を3万円、上限を20万円とします。

6 対象経費

- ① 旅費交通費（外部指導者の交通費、宿泊費等）
- ② 通信運搬費（道具運搬費、切手代等）
- ③ 消耗品費（資料購入費、文具購入費等）
- ④ 印刷製本費（チラシ、ポスター、プログラム印刷費等）
- ⑤ 賃借料（資材・器具借料、会場使用料・冷暖房使用料等）
- ⑥ 諸謝金（外部指導者謝金等）
- ⑦ 保険料（傷害保険料等）

そのほか財団が必要と認める経費を対象とします。

なお、グループの恒常的な人件費、運営費、備品購入費、接待費及び飲食費、会員の旅費は、対象となりません。

また、広告収入、チケット収入、他団体からの助成金は、対象経費から控除します。

7 申請手続

別添様式により平成28年5月16日(日)までに当財団へ申請してください。

8 交付決定

審査委員会で審査の後、交付を決定し、平成28年6月中旬に文書で通知します。また、交付決定団体については、財団ホームページに掲載します。

9 助成金の交付

事業完了後に提出された実績報告書の内容を審査し、適当と認めた場合に、助成金の額を確定し、交付します。

なお、必要と認めたときは概算払いができます。

10 その他

事業のポスター、チラシ、プログラム等を作成する場合には、「公益財団法人山口県ひとづくり財団助成事業」である旨の表示をしてください。

【申請・問い合わせ先】

(公財)山口県ひとづくり財団 県民学習部 生涯学習推進センター
〒754-0893 山口市秋穂二島1062
TEL 083-987-1730 FAX 083-987-1760
e-mail center@yamaguchi.kagayakinet.jp

別 表

活 動 の 例 示	
1	講座、講習会、セミナー、ワークショップ等による学習活動
2	音楽、演劇、絵画、文芸等の創作・表現活動
3	伝統芸能、郷土文化等の保存・伝承活動
4	歴史、文学等の調査研究活動
5	国際交流、ふれあい活動、ネットワーク活動等の交流活動
6	福祉、観光、環境、災害、文化、子育て支援等のボランティア活動
7	アウトドア、健康づくり、生涯スポーツ、レクリエーション活動
8	まちづくり、地域づくり、ふるさとづくり等のコミュニティ活動
9	その他、生涯学習の促進につながる活動